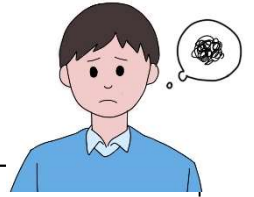


# 「大学等へ進学されるみなさんへ」

4月から新たな生活がスタートするみなさんへ。

大学等での生活では、以下のようなことがあります。心配なこと、不安なことはありますか？



## 【大学等での生活】

- ・何を学ぶのか、授業は自分で選ぶ
- ・授業のない空き時間がある
- ・大学の敷地が広く、校舎がいくつもある
- ・授業を受ける校舎や教室が異なり、座席は決まっておらず、自由である
- ・ホームルームがなく、担任の先生がいない

## 【心配なこと、不安なこと】

- ・「授業は、どのように選べばいいの？」
- ・「空いた時間は、何をすればいいの？」
- ・「大学が広くて、迷ってしまいそう。」
- ・「教室のどこに座ればいいの？」
- ・「分からないことがあったら、誰に相談すればいいの？」

- 大学等には、学んだり生活したりするうえでの心配や困難さを感じていることなどについて、学生一人ひとりの状況に合わせて相談にのってくれる場所(学生支援センター等)があります。大学等では、学んだり生活したりするうえでの配慮として「合理的配慮」を実施しています。

## 【合理的配慮とは？】

大学における学んだり生活したりするうえでの配慮は、「合理的配慮」という考え方に基づいて実施されます。「合理的配慮」とは、障がいや疾病等の理由によって様々な活動への参画が困難な方に対して、可能な範囲において、その障壁(バリア)となっているものを取り除いたり、代替りの方法や支援を提供したりすることによって、他の人と同等の学習の機会を得られるようにすることです。

配慮する内容は、依頼または要望のあった支援内容、学生本人の状況、大学等の体制をふまえて、総合的に決定されます。

- 「合理的配慮」の例 ※大学等の状況によって、対応が異なる場合があります

- 教室内での座席に配慮する(教室ごとに決定。教室の前、出入り口の近くなど)
- 授業中の途中退席を認めたり、居場所を確保したりする
- 注意事項等を文書で伝達する
- 授業中の録音・撮影を認める(できない科目等があります)
- 実技科目では、身体状況に応じた活動内容に変更する
- 文字情報により課題を提示する。定期試験において座席に配慮する
- 自己管理、対人関係、日常生活支援など、社会的スキルを身につけられるよう支援する

- 「合理的配慮」の実施には、手続きが必要です。(以下は、ある大学の手続きの方法です)

- 1 窓口に相談する(障がいや疾患、困っていること、希望する配慮等)
- 2 申請書を作成して提出する
- 3 配慮内容に関する合同面談を受ける  
その後大学等が具体的な配慮内容を決定し、配慮が開始される

## (留意事項)

- ・個人情報、大学内の協議で必要と判断された範囲で学内外の関係者と共有されます。
- ・一度決定された配慮内容であっても、その後の状況に応じて変更や調整が可能です。

# 【 大学から 】

## ◎ 三重大学

三重大学には、視覚障害（弱視）、聴覚障害（難聴）、肢体不自由、病弱・虚弱（内部疾患等）、発達障害（ASD、ADHD）、精神障害（気分障害等）といった様々な障害や疾患等のある学生が大学生活を送っています。その中には、合理的配慮を受けながら授業を受けている学生もたくさんいます。また、障害学生支援センターや学生なんでも相談室、保健管理センター等の学生を支援する部署もあります。就職面では、キャリアセンターや障害学生支援センターが就職支援を行います（学外の支援機関とも適宜連携できます）。

【支援例】 文書による情報伝達、耳栓着用の許可、締切のリマインド連絡、一時退室の許可、グループワーク時のファシリテート・声掛け、座席確保、一時退室の許可 等

※ 学生が、互いに助け合い、支え合いながら学ぶ環境を整えることを目的として、困り感のある学生を支援するスタッフを配置している大学等があります。支援の内容は、パソコンでの文字起こしや移動の手助けなどです。詳しくは、学生支援センター等へお問い合わせください。

※「障害」「障がい」の表記は、各大学での表記に合わせています。

● 「合理的配慮」は、本人や保護者からの申し出により実施されます。その配慮は、特別扱いではありません。大学等においては、令和3年の障害者差別解消法の改正を受けて、今後も様々な大学等で支援センター等の窓口の設置が進むと考えられます。

心配なことや不安なことがある場合には、ぜひ、大学等のホームページで確認し、窓口にお問い合わせください。（どのような支援があるかは、大学等に直接確認をしてください。また、支援してほしいことについては、十分に相談をしてください。）

## ◎ 皇學館大学

全学的な取組としては、

- ・各建物にスロープやエレベーターを設置
- ・各フロアに多目的トイレを設置 ・板書に「赤」チョークは使用しない
- ・移動キッチンカーや、食堂以外の場所でのお弁当の販売等を行うことで、移動の負担を軽減 など です。

障がい学生支援室では、希望に応じて相談の機会を設けています。特に、入学予定者には入学前に相談の機会を設け、修学の見通しを立てるお手伝いをすると共に、学科の障がい学生支援室担当教員が同席することで、学科と連携した支援ができる体制を整えています。

## ◎ 京都大学

障害のある学生を支援するための専門部署「DRC (Disability Resource Center)」を設置しています。DRCでは、合理的配慮の相談はもちろん、自分に合う履修スケジュールの組み方を一緒に考える、タスクの整理をする等、安定した学生生活を送るために必要な支援やリソースを提供しています。入学前相談も受け付けていますので、いつでもお問い合わせください。また、詳しい支援の内容はウェブサイトをご覧ください。

<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/drc/>



三重県教育委員会事務局  
特別支援教育課  
電話 059-224-2961